

会 議 録

1 会議名

第1回上越市いじめ問題対策連絡協議会

2 議題

【説明】（公開）

- (1) 「上越市いじめ問題対策連絡協議会」について
- (2) 上越市いじめ防止基本方針及び設置する組織と関係条例・規則について

【協議】（非公開）

- (1) 上越市いじめの実態といじめ防止等のための取組について
- (2) 事例検討

3 開催日時

令和7年6月16日（月）午後1時30分から午後3時00分

4 開催場所

上越市教育プラザ研修棟 中会議室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

上越市審議会等の会議の公開に関する条例第7条第2項（個人情報）及び第5号（行政運営情報）に該当するため非公開

7 出席した者

- ・ 委 員： 太田委員、本間委員、竹内委員、清水委員、長嶺委員（代理）
荒木委員（代理）、石黒委員（代理）、杉本委員、山崎委員
鈴木委員（代理）
- ・ 事務局： 早川教育長、五十嵐事務局参事、廣川課長、清水参事
小池管理指導主事、丸山指導主事

8 発言の内容

(1) 開会の挨拶

【早川教育長】

- 今年度、市では子どもの健康被害に関する事故が発生し、ご迷惑をおかけした。
現在、学校と教育委員会が連携して事故の防止に努めている。ご了承願いたい。

○ いじめについては、年々、認知件数が増加している。早期発見・早期対応のためには、積極的に認知し、組織的に対応することが大切だと考える。

○本協議会に参加いただいている様々な立場の方々が連携し、いじめを生まない、見逃さない、許さない社会を築いていかなければならない。

(2) 自己紹介

委員が自己紹介

(3) 説明

- ・「上越市いじめ問題対策連絡協議会」について
- ・上越市いじめ防止基本方針及び設置する組織と関係条例・規則について

【廣川課長】資料に基づき説明

○「いじめ防止対策推進法」で、いじめの問題は学校を含めた社会全体に関わる国民的課題であり、社会全体が総がかりでいじめの問題に対峙するためには、基本的な理念や体制を整備する必要があるとされ、同法の第 12 条では、努力義務ではあるが、地方公共団体におけるいじめ防止基本方針の策定を求めている。

○この「連絡協議会」は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を円滑に進めるために、いじめ問題対策連絡協議会を組織しており、次の4つの役割がある。

- ① いじめ防止等に向けた関係機関等の取組状況についての情報共有
- ② いじめ防止等に向けた関係機関等の対策についての協議
- ③ いじめ防止等に関する関係機関等相互の連絡調整
- ④ 関係機関等の相談窓口等の周知 等

(委員から質問や意見なし)

(4) 協議（非公開）

- ・上越市のいじめの実態といじめ防止等のための取組について
- ・事例検討

9 閉会のあいさつ

10 問合せ先

学校教育課指導係 管理指導主事 小池 TEL : 025-545-9264)

E-mail : j-gaku@city.joetsu.lg.jp

11 その他

特記事項なし